

**第3次遠賀町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

**令和5年3月**

## ■目次

1. 背景 .....	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
(4) 遠賀町の変遷	
2. 基本的事項 .....	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況 .....	7
(1) 温室効果ガス総排出量（基準年度）	
(2) 基準年以降の経年変化	
(3) 温室効果ガス総排出量（2021年度・本計画対象施設）	
4. 温室効果ガスの排出削減目標 .....	11
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取り組み .....	12
(1) 取り組みの基本方針	
(2) 具体的な取り組み内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	15
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価体制	
(3) 進捗状況の公表	
7. 資料編 .....	17
(1) 対象施設ごとの温室効果ガス排出量	
(2) 用語説明	

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC<sup>※1</sup>第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏<sup>※2</sup>及び生物圏<sup>※3</sup>において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21<sup>※4</sup>が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル<sup>※6</sup>を目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会<sup>※6</sup>の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされ

ています。

さらに、同時期に、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ<sup>※7</sup>」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB<sup>※8</sup>化誘導、ゼロカーボン・ドライブ<sup>※9</sup>等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また同時期に、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとされています。

#### (4) 遠賀町の変遷

遠賀町は、2011年3月第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第1次計画」という。）（計画期間2011年度から2017年度まで）を策定し、その後、2019年3月第2次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第2次計画」という。）（計画期間2018年度から2022年度まで）を策定し取り組んできました。今回本町における温暖化対策への取り組みをさらに発展していくため、第3次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）を策定し、継続して温室効果ガスの削減の取り組みを進めることとします。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、遠賀町が実施している事務事業に関し、省エネルギー・太陽光発電・再生可能エネルギー電力の使用等の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、町が行うすべての事務事業とし、庁舎及び各施設等における事務事業活動とします。対象外となる、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取り組み（措置）を講ずるよう要請します。

※基準年度の対象施設と本計画の対象施設は異なります。（参照 7.資料編（1）対象施設ごとの温室効果ガス排出量）

表2 温室効果ガス排出量算定対象施設等一覧

施設大分類	施設中分類	施設名	本計画より追加した施設	課	係
市民文化系施設	集会施設	別府集会所	○	住民課	協働人權係
市民文化系施設	集会施設	木守集会所	○	住民課	協働人權係
市民文化系施設	集会施設	道官集会所	○	住民課	協働人權係
子育て支援施設	幼児・児童施設	広渡学童		健康こども課	子育て支援係
子育て支援施設	幼児・児童施設	遠賀北学童		健康こども課	子育て支援係
子育て支援施設	幼児・児童施設	遠賀南学童		健康こども課	子育て支援係
学校教育系施設	小学校	島門小学校		学校教育課	学校教育係
学校教育系施設	小学校	広渡小学校		学校教育課	学校教育係
学校教育系施設	小学校	浅木小学校		学校教育課	学校教育係
学校教育系施設	中学校	遠賀中学校		学校教育課	学校教育係
学校教育系施設	中学校	遠賀南中学校		学校教育課	学校教育係
学校教育系施設	その他教育施設	食育交流・防災センター		学校教育課	食育交流・防災センター係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯・信号機等	遠賀川駅跨線橋	○	建設課	建設係
公営住宅	公営住宅	町営住宅	○	建設課	整備係
公園	公園	公園トイレ	○	建設課	整備係
公園	公園	公園（トイレ以外）	○	建設課	整備係
その他施設	その他施設	町営駐車場（新町）	○	建設課	整備係
その他施設	その他施設	遠賀川駅前駐輪場（有料）	○	建設課	整備係
その他施設	その他施設	遠賀川駅前駐輪場（無料・3箇所）	○	建設課	整備係
行政系施設	防災・治水施設	ポンプ施設（5箇所）	○	建設課	維持係
行政系施設	防災・治水施設	虫生津排水機場	○	建設課	維持係
行政系施設	防災・治水施設	高家排水機場	○	建設課	維持係
行政系施設	防災・治水施設	鬼津井堰	○	建設課	維持係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	建設課公用車	○	建設課	維持係
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	漕艇場	○	生涯学習課	スポーツ文化係
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	遠賀町民体育館		生涯学習課	スポーツ文化係
市民文化系施設	集会施設	中央公民館		生涯学習課	社会教育係
公園	公園	島津・丸山歴史自然公園	○	生涯学習課	社会教育係
産業系施設	産業施設	起業支援施設		産業振興課	商工振興係
産業系施設	農業施設	菜の花プロジェクト拠点施設	○	産業振興課	農業推進係
行政系施設	防災・治水施設	広渡排水機場	○	産業振興課	農業推進係
行政系施設	防災・治水施設	町内水利施設	○	産業振興課	農業推進係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	地域包括支援係公用車	○	福祉課	地域包括支援係
行政系施設	消防施設	消防団格納庫（第1分団）	○	総務課	防災安全係

施設大分類	施設中分類	施設名	本計画より追加した施設	課	係
行政系施設	消防施設	消防団格納庫（第2分団）	○	総務課	防災安全係
行政系施設	消防施設	消防団格納庫（第3分団）	○	総務課	防災安全係
行政系施設	防災・治水施設	尾倉備蓄倉庫	○	総務課	防災安全係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	消防指令車	○	総務課	防災安全係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	消防資機材搬送車	○	総務課	防災安全係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	消防車	○	総務課	防災安全係
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	別府運動広場	○	行政経営課	管財係
行政系施設	庁舎	庁舎		行政経営課	管財係
その他施設	火葬場・斎場・墓地	遠賀霊園	○	行政経営課	管財係
その他施設	その他施設	庁舎南駐車場	○	行政経営課	管財係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	管財係公用車		行政経営課	管財係
供給処理施設	下水道施設	公共下水道マンホールポンプ	○	都市計画課	下水道工務係
供給処理施設	下水道施設	老良地区浄化センター	○	都市計画課	下水道工務係
供給処理施設	下水道施設	農業集落排水マンホールポンプ	○	都市計画課	下水道工務係
供給処理施設	下水道施設	遠賀北部地区浄化センター	○	都市計画課	下水道工務係
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	都市計画課公用車	○	都市計画課	下水道工務係

※指定管理者制度・外部に委託している事業等でエネルギー管理権限を有していない施設は対象施設から除外

※電気使用量を把握できない道路街灯、防犯街灯、公園街灯については対象施設から除外

※文化財展示室はメーターが指定管理の他の施設と同一系統で使用量の把握が困難なため対象施設から除外

### (3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

※他にメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）があります。

#### (4) 計画期間

地球温暖化対策計画では、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスの排出量を 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されたことから、本計画の基準年度を 2013 年度とし、計画期間を 2023 年度から 2030 年度末までとします。また、計画期間中であっても実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により見直しが必要となった場合は、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2023	…	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始						目標年度	
計画期間			→							

表 3 計画期間のイメージ

#### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画として策定します。また、策定に関しては、町の上位計画である遠賀町総合計画、遠賀町環境基本計画と整合性を図ります。

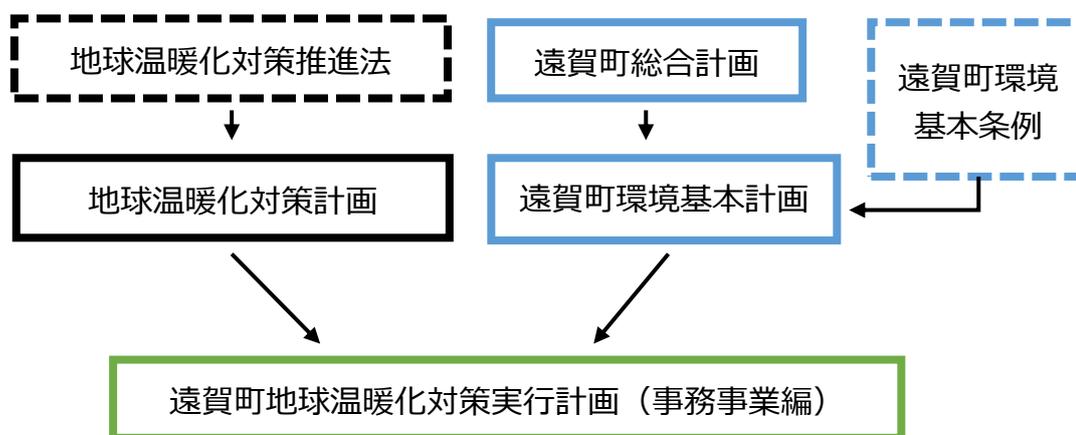


図 1 本計画の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量（基準年度）

本町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2013 年度において、940t-CO<sub>2</sub> となっています。施設種別では、学校教育系施設、次いで行政系施設、市民文化系施設の順となっています。

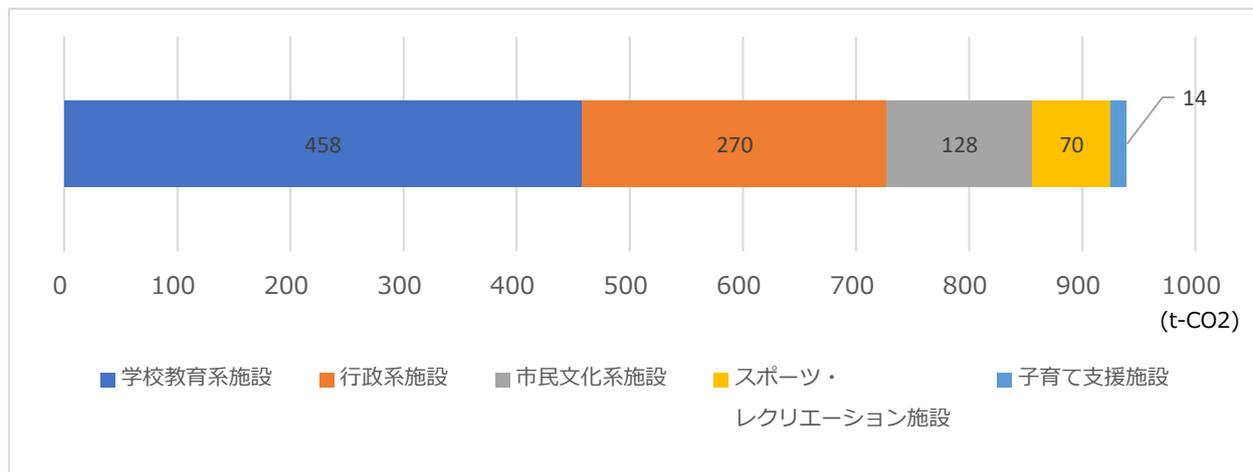
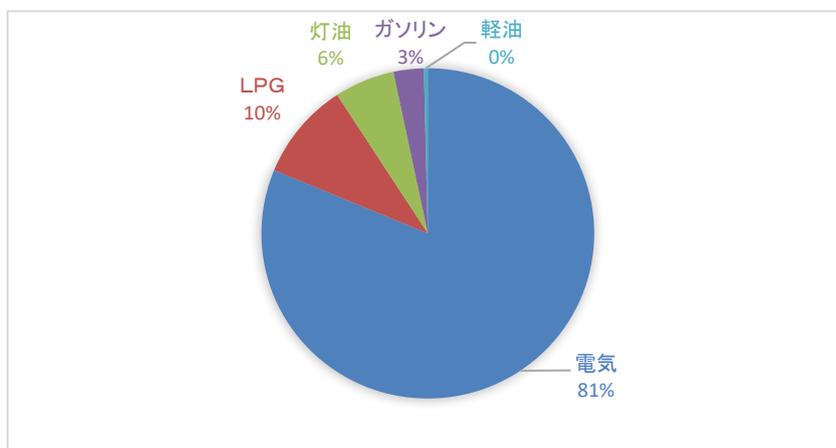


図 2 施設種別温室効果ガス総排出量（2013 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 81% を占め、次いで L P G（液化石油ガス）10%、灯油 6%、ガソリン 3% となっています。



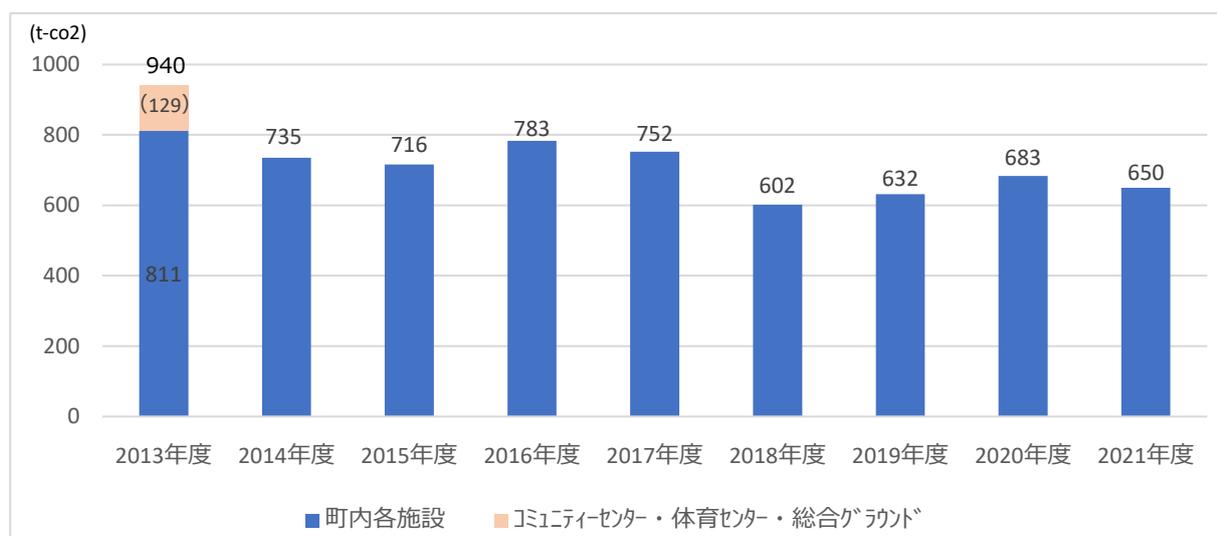
※数値が小さいところは 0% で表示されています。

図 3 エネルギー種別温室効果ガス総排出量の割合（2013 年度）

## (2) 基準年以降の経年変化

### ①温室効果ガス排出量の経年変化

本町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は、多少の増減はあるものの年々減少傾向となっています。2014年より指定管理者制度になったためにコミュニティセンター、体育センター、総合グラウンドが対象施設ではなくなったこと、2016年に遠賀町企業支援施設の使用量が加わったこと、給食センターが廃止され、遠賀町食育交流・防災センターが稼働したこと等の施設の変遷があります。また、町の取り組みに加え、電力会社の低炭素化の取り組み（排出係数の低下）により排出量が減少しています。



※2014年より指定管理者制度になったコミュニティセンター、体育センター、総合グラウンド分はピンクで表示しています。

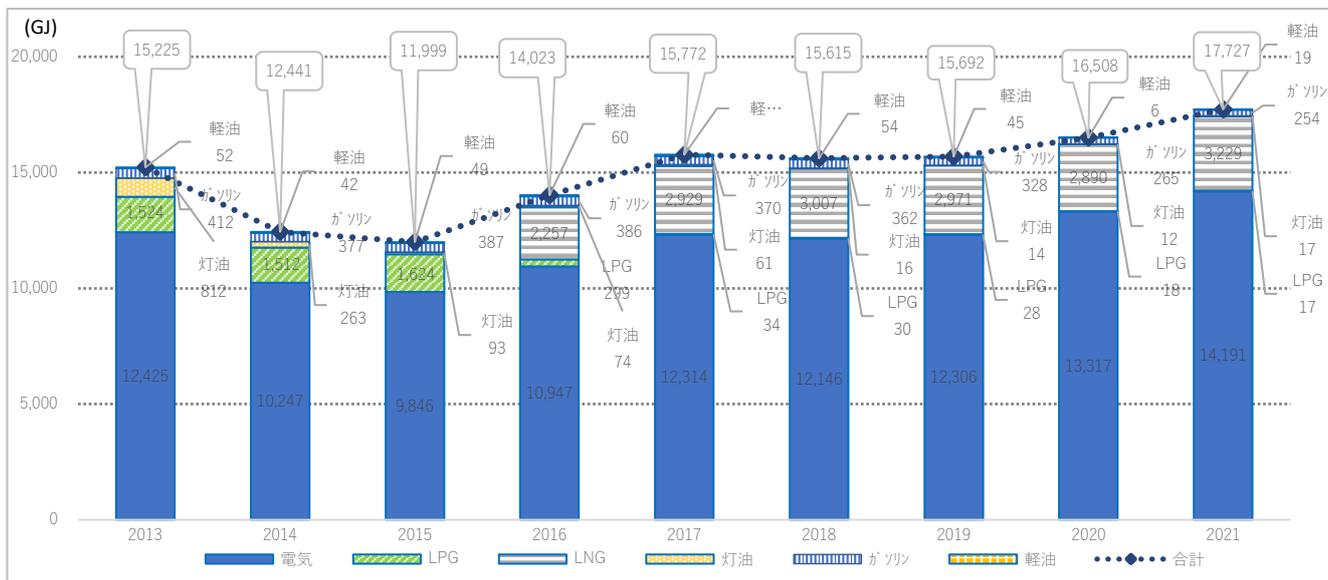
※比較のため2021年度については第2次計画の対象施設で算定としています。

※遠賀町企業支援施設は2013年度～2016年5月までの数値が把握困難なため計上していません。

図 4 遠賀町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移

## ②エネルギー使用量の経年変化

本町の事務事業に伴うエネルギー使用量は 2015 年度まで減少しその後増加をしています。これは、2016 年から稼働した遠賀町食育交流・防災センターがLNG（液化天然ガス）を使用したこと、2017 年に小中学校 4 校に、2018 年に小学校 1 校に空調設備が導入されたこと、近年に至ってはコロナ禍で換気を行いながら空調設備を使用したこと等が考えられます。



※比較のため 2021 年度については第 2 次計画の対象施設で算定しています。

図 5 遠賀町の事務事業に伴うエネルギー使用量の推移

電気・燃料の種類	使用量の単位	単位発熱量 (MJ/kWh, MJ/L, MJ/kg)
電気	kWh	9.97
ガソリン	L	34.6
灯油	L	36.7
軽油	L	37.7
液化石油ガス (LPG)	kg	50.8
液化天然ガス (LNG)	kg	54.6

※電気については、エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則別表第 3 を基に作成

電気以外については、地球温暖化対策推進法施行令別表第 1 を基に作成

表 4 各種燃料の単位発熱量

### (3) 温室効果ガス総排出量（2021年度・本計画対象施設）

遠賀町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2021年度において、843t-CO<sub>2</sub>となっています。施設別では、学校教育系施設、次いで行政系施設、供給処理施設の順となっています。

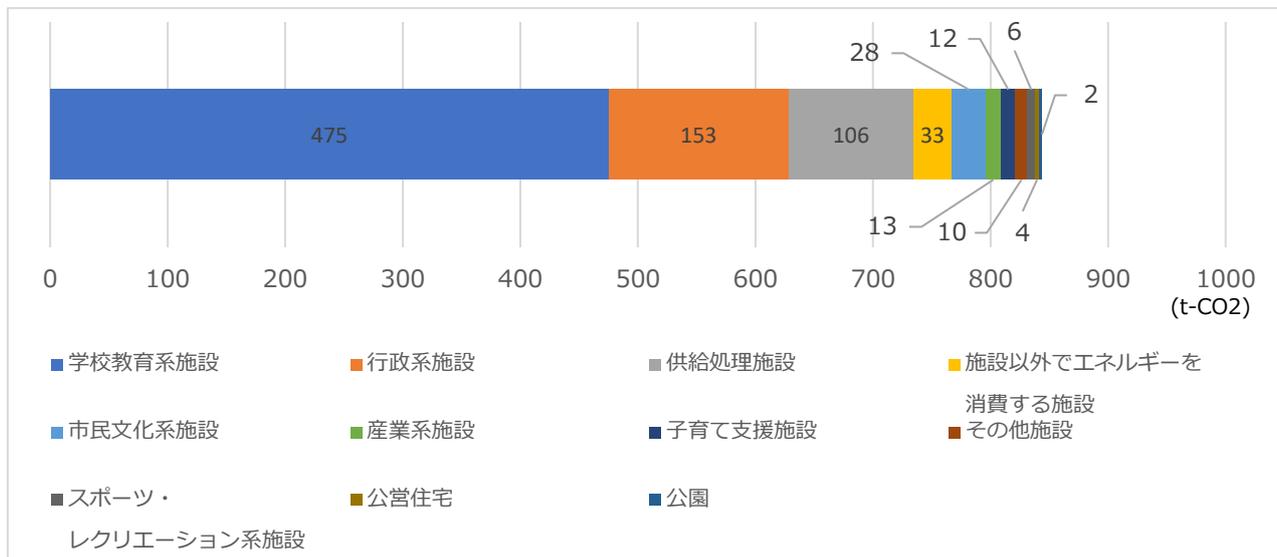
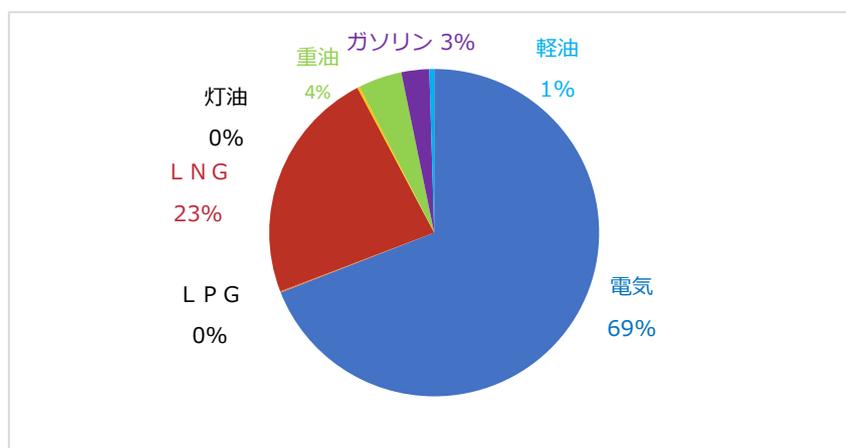


図6 施設種別温室効果ガス総排出量（2021年度）

2021年度のエネルギー別の温室効果ガス総排出量のうち約69%が電気使用量です。次いで、LNGが23%を占めています。



※数値が小さいところは0%で表示されています。

図7 エネルギー種別温室効果ガス総排出量の割合（2021年度）

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画では、中期目標として、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

また、本町は、北九州市と共同で連携中枢都市圏域（18市町）の脱炭素先行地域<sup>※10</sup>に選定されています。その要件として、公共施設においては出来る限り自家消費型太陽光発電で需要を賄い、電力消費に係る不足分は2030年度までに再生可能エネルギー100%による供給で脱炭素を達成することとなっています。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で67%削減することを目標とします。

表 5 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	940t-CO <sub>2</sub>	307 t -CO <sub>2</sub>
削減率	-	67%

※端数処理により排出量と削減率は一致しません

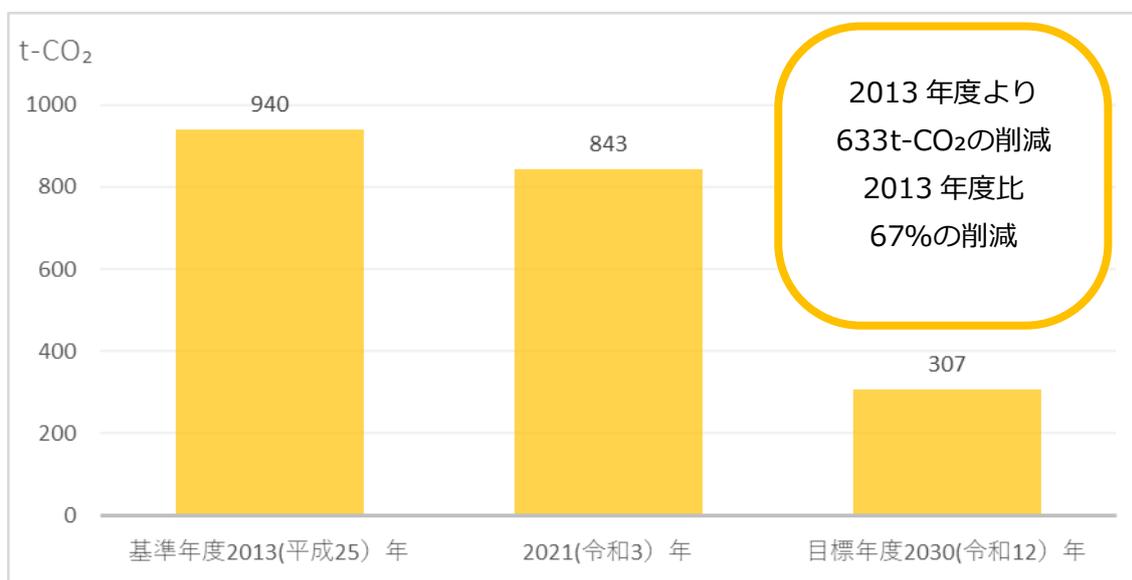


図 8 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取り組み

### (1) 取り組みの基本方針

公共施設における省エネルギー対策の徹底（照明のLED化・高効率空調の更新等）、太陽光発電の最大限の導入、再生可能エネルギー電力の100%使用を重点的に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減します。

本町は、脱炭素先行地域の取組みとして、太陽光パネルや省エネ機器等を電力会社が設置するいわゆる第3者所有方式で再生可能エネルギーの導入を行います。

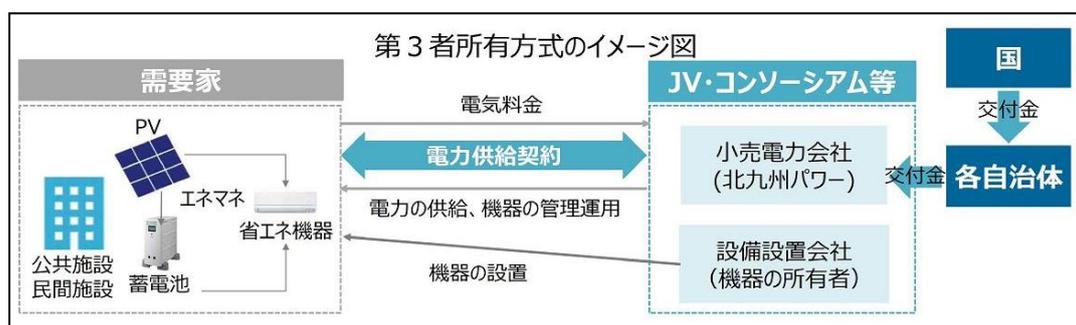


図9 第3者所有方式のイメージ図

### (2) 具体的な取り組み内容

#### ① 太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用

太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの排出量を削減する。

- 効果的に設置可能な公共施設に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 2030（令和12）年度までに公共施設で使用する電力を再生可能エネルギーとする。

#### ② 施設設備等の更新・運用改善

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入し、また、現在保有している施設設備等の運用方法を見直すことで省エネルギー化を推進する。

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- LED電球等の省エネルギー照明へ切り替える。
- 施設・設備管理台帳を整理する。
- 省エネ診断等を活用した施設設備の実態把握に努める。
- デマンド監視<sup>※11</sup>の実施をする。
- 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインド等により日光を遮る。可能な

限り、緑のカーテン・遮光ネットの設置を行う。

### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法<sup>※12</sup>）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法<sup>※13</sup>）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努める。

- 物品・用紙類等は可能な限り、エコマーク製品等のグリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。
- 電気製品等物品の購入・更新をする際には、省エネルギータイプで環境負荷の小さいものの購入に努める。
- 電気製品等は適正規模の機器を選択し、随時適正数の把握に努める。
- 水を使用する機器の購入・更新は節水型製品を選択する。
- 公用車の更新時に、電気自動車・ハイブリット車等のエネルギー消費の少ない自動車の導入を検討する。
- 部品の交換や修理の可能な製品等の長期使用が可能な製品を購入する。

### ④ その他の取り組み

本計画の実行にあたっては、職員ひとりひとりの積極的な活動が望まれる。日々の行動を見直すことで、温室効果ガスの排出量を削減する。

#### (ア) 電気使用量の削減

- 電気使用量の把握、管理に努める。
- 冷暖房時の空調は運転時間や適正な設定温度を心がける。
- 昼休みや時間外に不必要箇所のOA機器をはじめとした電気機器の停止を徹底する。

#### (イ) 燃料使用量の削減

- 燃料使用量の把握、管理に努める。
- 公用車のタイヤ空気圧調整等の定期点検整備やアイドリングストップ等エコドライブの徹底に努める。
- 出張に際して、エネルギー効率の良い交通手段の活用に努める。

#### (ウ) ゴミの減量、3Rの推進

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの発生量の減量化を図る。
- プラスチック容器や紙コップ等の使い捨て製品の購入は極力控える。
- 使用済封筒やファイル等再利用を図る。
- 紙類等廃棄物の分別の徹底に努め、再資源化を徹底、ごみの排出抑制に努める。
- 過剰包装された商品は購入しない。

### (工) 用紙類

- 用紙使用量の把握、管理に努める。
- 文書、資料の共有化、データベース化に努め、用紙使用量の削減に努める。
- 会議資料等は簡素化し、両面印刷の活用等、頁数や部数の最小限化を図る。
- 庁内LANの活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。

### (オ) 水道

- 日常的に節水を心がける。

### (カ) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- 職員向け環境保全研修等を行うとともに、職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- 「ノーカーデー」を推進する（公用車、マイカーの使用を控える）。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ノーレジ袋・マイバッグ運動を推進する。
- 職員のワークライフバランスの確保を推進することで事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

環境調整会議及びその事務局が本計画の取り組みを着実に推進します。

#### ① 環境調整会議

副町長を会長とし、その他この計画を推進するために必要な関係各課の管理職等（地球温暖化対策推進責任者）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 環境調整会議事務局

住民課長を事務局長とし、住民課職員で構成します。事務局は、会議の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、会議にて報告します。

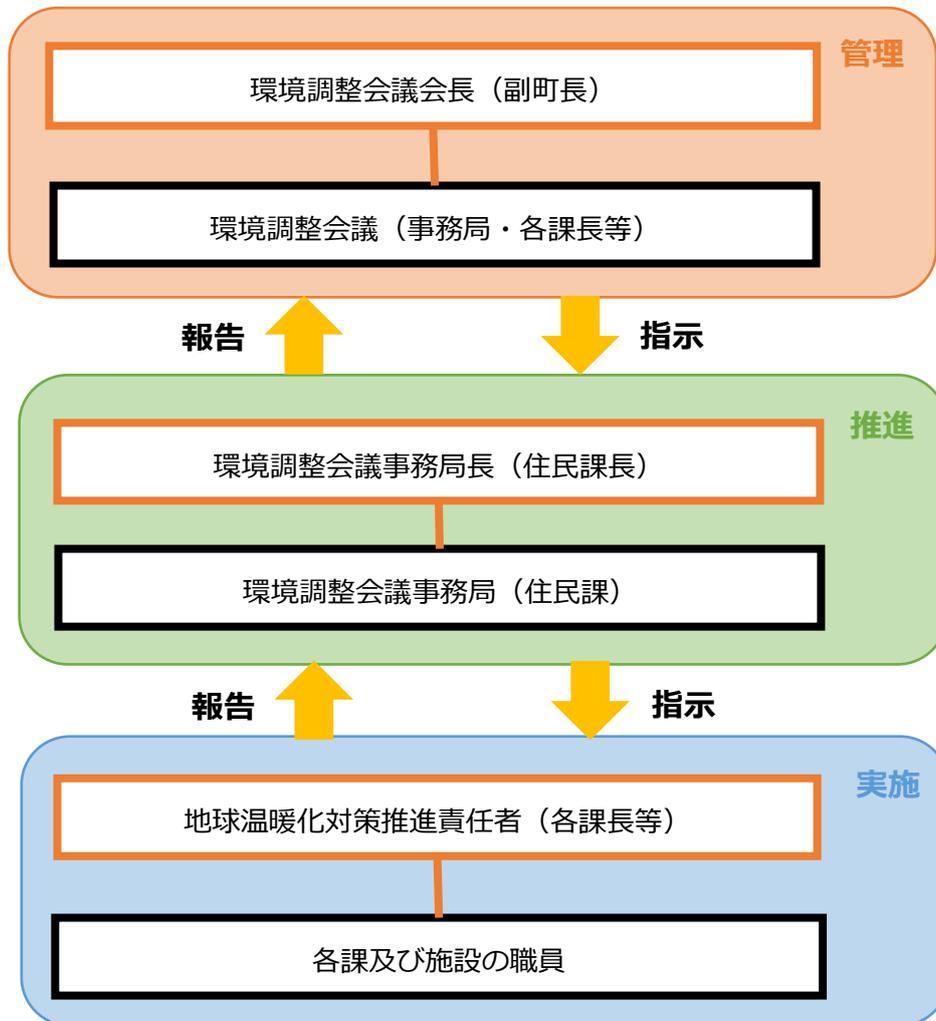


図 10 遠賀町事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価を行います。

### ○ 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して環境調整会議に報告します。環境調整会議は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取り組みの方針を決定します。

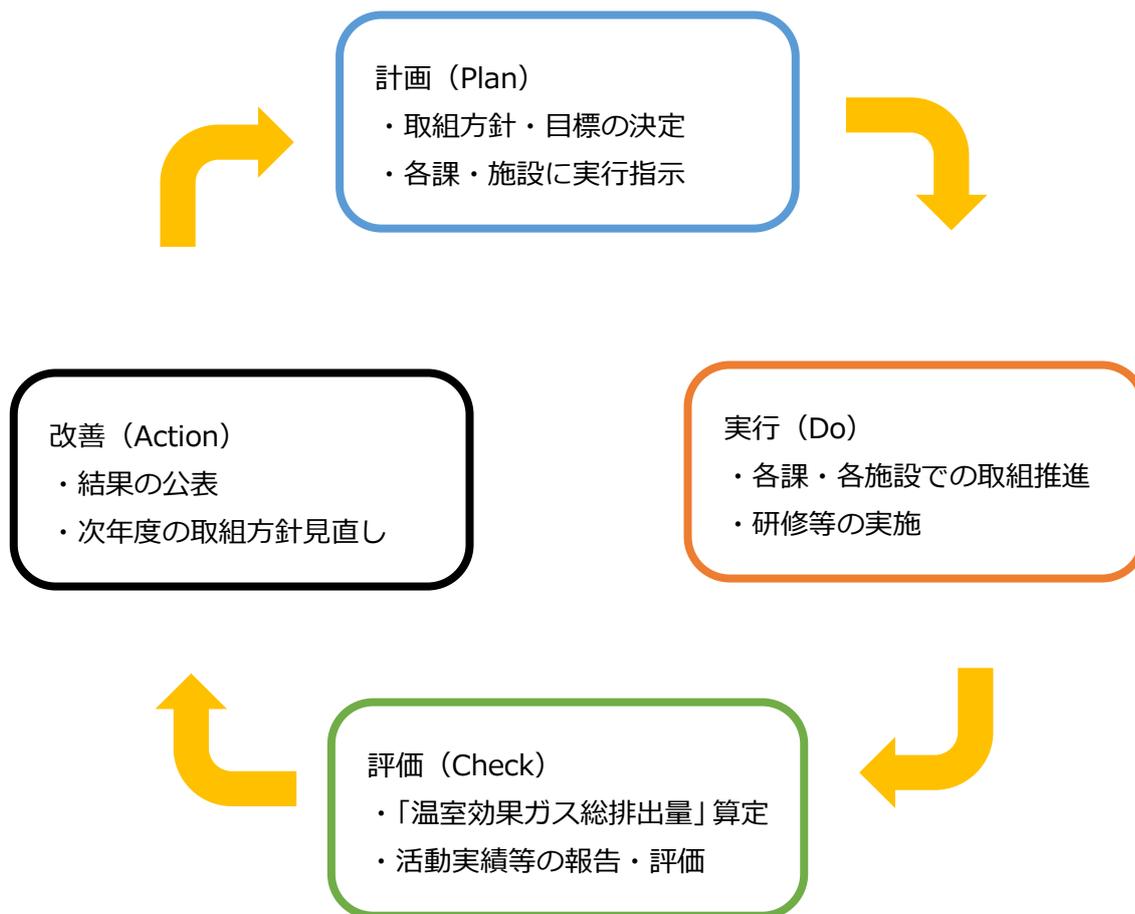


図 11 毎年のPDCAイメージ

## (3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、年1回、関係する協議会等で公表します。

## 7. 資料編

### (1) 対象施設ごとの温室効果ガス排出量

エネルギー種類 係数	2013年度（基準年）							2021年度（第2次計画）							2021年度（本計画）									
	電気 (kg-co2)	ガス (kg-co2)	灯油 (kg-co2)	重油 (kg-co2)	ガソリン (kg-co2)	軽油 (kg-co2)	合計	電気 (kg-co2)	LPG (kg-co2)	LNG (kg-co2)	灯油 (kg-co2)	重油 (kg-co2)	ガソリン (kg-co2)	軽油 (kg-co2)	合計	電気 (kg-co2)	LPG (kg-co2)	LNG (kg-co2)	灯油 (kg-co2)	重油 (kg-co2)	ガソリン (kg-co2)	軽油 (kg-co2)	合計	
	0.613	3.00	2.49	2.71	2.32	2.58	H25	0.305	3.00	2.70	2.49	2.71	2.32	2.58	R3	0.305	3.00	2.70	2.49	2.71	2.32	2.58	R3	
庁舎	193,757	421	48,161	0	24,194	2,968	269,501	100,783	338	0	0	0	16,797	1,333	119,251	100,783	338	0	456	0	0	0	0	101,577
管財係公用車																0	0	0	0	0	16,797	3,074	0	19,871
中央公民館	60,392	763	89	0	0	0	61,244	27,317	149	0	0	0	0	0	27,466	27,317	149	0	0	0	0	0	0	27,466
遠賀町民体育館(旧第二町民体育館)	8,519	0	0	0	0	0	8,519	3,601	0	0	0	0	0	0	3,601	3,601	0	0	0	0	0	0	0	3,601
遠賀北学童	4,648	82	268	0	0	0	4,998	4,620	7	0	0	0	0	0	4,627	4,620	7	0	0	0	0	0	0	4,627
広渡学童	3,291	257	672	0	0	0	4,220	3,780	189	0	0	0	0	0	3,969	3,780	189	0	0	0	0	0	0	3,969
遠賀南学童	3,802	199	896	0	0	0	4,897	3,326	96	0	0	0	0	0	3,422	3,326	96	0	0	0	0	0	0	3,422
浅木小学校	57,344	97	851	0	0	0	58,292	41,014	34	0	0	0	14	0	41,062	41,014	34	0	0	0	14	0	0	41,062
島門小学校	66,256	142	687	0	0	0	67,085	56,081	58	0	90	0	45	0	56,274	56,081	58	0	90	0	45	0	0	56,274
広渡小学校	46,045	133	986	0	0	0	47,164	33,463	126	0	269	0	0	0	33,858	33,463	126	0	269	0	0	0	0	33,858
遠賀中学校	86,095	111	522	0	0	0	86,728	48,759	7	0	0	0	32	0	48,798	48,759	7	0	0	0	32	0	0	48,798
遠賀南中学校	52,213	214	179	0	83	0	52,689	33,128	173	0	134	0	19	0	33,454	33,128	173	0	134	0	19	0	0	33,454
給食センター	58,625	86,958	0	0	788	0	146,371																	
コミュニティセンター	66,222	155	268	0	0	0	66,645																	
体育センター	28,417	456	1,523	0	0	0	30,396																	
総合グラウンド	28,319	0	0	0	2,584	561	31,464																	
食育交流・防災センター								65,942	0	195,469	0	0	301	0	261,712	65,942	0	195,469	0	0	301	0	0	261,712
起業支援施設								12,308	0	0	692	0	0	0	13,000	12,308	0	0	692	0	0	0	0	13,000
道官集会所																255	7	0	134	0	0	0	0	396
木守集会所																201	4	0	0	0	0	0	0	205
別府集会所																234	0	0	179	0	0	0	0	413
高家排水機場																970	0	0	0	0	0	0	0	970
虫生津排水機場																2,624	0	0	0	4,336	0	0	0	6,960
鬼津井堰																2,061	0	0	0	0	0	0	0	2,061
ポンプ施設（5箇所）																890	0	0	0	0	0	0	0	890
遠賀川跨線橋																6,675	0	0	0	0	0	0	0	6,675
遠賀川駅前駐輪場（有料）																1,015	0	0	0	0	0	0	0	1,015
遠賀川駅前駐輪場（無料・3箇所）																976	0	0	0	0	0	0	0	976
町営駐車場（新町）																1,984	0	0	0	0	0	0	0	1,984
町営住宅																3,874	0	0	0	0	0	0	0	3,874
公園（トイレ以外）																1,152	0	0	0	0	0	0	0	1,152
公園トイレ																353	0	0	0	0	0	0	0	353
建設課公用車																0	0	0	0	0	3,183	0	0	3,183
公共下水道マンホールポンプ																24,790	0	0	0	0	0	0	0	24,790
農業集落排水マンホールポンプ																1,389	0	0	0	0	0	0	0	1,389
遠賀北部地区浄化センター																55,895	0	0	0	0	0	0	0	55,895
老良地区浄化センター																23,666	0	0	0	0	0	49	0	23,715
都市計画課公用車																0	0	0	0	0	1,401	0	0	1,401
地域包括支援係公用車																0	0	0	0	0	956	0	0	956
島津・丸山歴史自然公園																659	0	0	0	0	0	0	0	659
漕艇場																1,664	0	0	0	0	0	0	0	1,664
庁舎南駐車場																361	0	0	0	0	0	0	0	361
別府運動広場																894	0	0	0	0	0	0	0	894
遠賀霊園																5,719	0	0	0	0	0	0	0	5,719
消防車																0	0	0	0	0	0	504	0	504
消防資機材搬送車																0	0	0	0	0	532	0	0	532
消防指令車																0	0	0	0	0	95	0	0	95
消防団格納庫（第1分団）																260	0	0	0	0	0	0	0	260
消防団格納庫（第2分団）																74	0	0	0	0	0	0	0	74
消防団格納庫（第3分団）																142	0	0	0	0	0	0	0	142
尾倉備蓄倉庫																3	0	0	0	0	0	0	0	3
広渡排水機場																6,448	0	0	0	31,872	0	0	0	38,320
町内水利施設																1,908	0	0	0	0	0	0	0	1,908
菜の花プロジェクト拠点施設																218	0	0	0	0	0	0	0	218
合計	763,946	89,988	55,102	0	27,649	3,529	940,214	434,123	1,177	195,469	1,185	0	17,208	1,333	650,495	581,477	1,188	195,469	1,954	36,208	23,375	3,627	0	843,298

## (2) 用語説明

### 1 ページ

IPCC※1 気候変動に関する政府間パネル。国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構

雪氷圏※2 海氷、湖氷、河川氷、積雪、氷河等凍土を含めた水が固体になっている地球表面部分

生物圏※3 生物が存在する領域のこと

COP21※4 国連気候変動枠組み条約の 21 回目の締約国会議のこと

カーボンニュートラル※5 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

脱炭素社会※6 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなった社会のこと。つまりは、カーボンニュートラルが実現された社会のこと

### 2 ページ

地域脱炭素ロードマップ※7 2050 年カーボンニュートラルの目標達成のために国が示した指針。地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030 年度までに集中して行う取り組み・施策を中心に地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。ロードマップとは目標達成までの大まかな計画、道のりのこと

ZEB※8 ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング：ゼブ 省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることでエネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物

ゼロカーボン・ドライブ※9 CO<sub>2</sub> 排出量がゼロの走行

### 11 ページ

脱炭素先行地域※10 2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出の実質ゼロを実現し、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域

### 12 ページ

デマンド監視※11 最大需要電力（デマンド）を常時監視し、目標電力（契約電力）を超過しないように警報やランプで知らせることで省エネ・コスト削減につながる。

グリーン購入法※12 国等が、環境に配慮した製品を優先的に購入し、情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図ることを目的としている。国等は環境物品調達の基本方針を定め、環境物品の調達方針を作成しその実績を報告しなければならないとし、地方自治体においては努力義務が規定されている。

環境配慮契約法※13 地方公共団体等が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供するものと契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すもの